

ネイス体操教室 会員規約

この会員規約（以下「本規約」という。）は、ネイス株式会社（以下「当社」という。）が提供する体操教室サービス（以下「本教室」という。）の利用条件を定めたものです。公式ホームページ等を通じて本教室に各種お申込みをいただく方（以下「申込者」という。）、並びに本教室を利用される生徒の皆様（以下「会員」という。）及びその保護者の方々（以下「保護者」という。）は、当教室へのお申込みの前に本規約をよくお読みいただき、本規約にご同意いただく必要があります。なお、ご入会にあたって同意いただき、入会案内資料についても、本規約と一体をなし、本教室の利用条件を定めたものとします。

●第1条（名称及び所在地）

本教室は「ネイス体操教室」と称し、当社所在地は東京都千代田区富士見1-3-11 富士見デュープレックスビズ 3階となります。

●第2条（運営）

本教室の運営・管理（会員資格の得喪及び変更、会費・諸費用の収受（以下「会費等」という。）、会員規約の制定・改廃等の決定手続を含む）は、当社が行います。

●第3条（目的）

本教室は、体操をメインとしたスポーツを通じて、個人の技術の上達と心身の育成を図るとともに、健康で明るい地域社会づくりを振興することを目的とします。

●第4条（入会に際しての確認事項）

本教室への申込者は、次の各項目をすべて満たすことを確認します。また当社は、申込者からの入会のお申込みについて、以下の確認事項を満たさず、入会を認めることが適当でないと判断する場合、これを認めないことができます。

1. 本教室の趣旨及び運営方法並びに本規約、入会案内資料及びその他に記載される注意事項を遵守できること
2. 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に該当しないこと
3. 刺青（タトゥーを含む）をしていないこと
4. 健康状態の異常等により、医師等に運動を制限されていないこと
5. 未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意があること
6. その他、当社が会員として不適当であると認めた者でないこと

●第5条（会員の種類及び指導日時）

本教室の会員の種類及び各要件は別途定める通りです。会員の種類及び各要件は変更になる場合があります。また、会員は教室ごとに定められた曜日・時間にレッスンを受けるものとします。

●第6条（レッスン内容）

- (1) 本教室は、各教室の会員の種類及び到達度に応じたレッスン要項及び細目を設定します。レッスン要項及び細目に基づく個別具体的指導方法は講師が決定します。
- (2) レッスン中、技術習得のための補助または安全管理の観点から、講師が会員の身体に触れる場合があります。特に、会員自身または他者に危険が及ぶ恐れがあると講師が判断した場合（飛び出しや転倒、器具への衝突回避等）には、事故防止のために会員の身体を抱きかかえる、強く押さえる等の物理的な行動制限を行うことがあり、会員及び保護者はこれに予め同意するものとします。

●第7条（会費及び受講料等支払い）

- (1) 会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本教室が定めます。会員は要望があれば会員の所属する各教室にてこれを確認できます。また継続的に発生する会費等は、会員が教室の会員資格を有する限り、現実に本教室を利用しない場合も該当する支払期日において支払義務が発生します。
- (2) 会員は、入会と同時に当社所定の付帯サービス『ネイスメンバーズライフサポート（会員優待及び見舞金制度）』に加入するものとします。本サービスは、本教室の会員制度と一体不可分のものであり、会員資格を有する期間中は、本サービスの利用の有無にかかわらず所定の費用を支払うものとし、本サービスのみの未加入、解約及び返金はできません。
- (3) 当社は、会員が負担すべき会費等について、その支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払完了に至るまでの間、年14.6%の遅延損害金を請求することができます。
- (4) 会員の責めに帰すべき事由により、会費の引き落としができなかったときは、会員は、当社に対し、再決済のための事務手数料として500円の支払い義務が発生します。
- (5) 当社は、前4項の金員を回収するため、訴訟提起等法律で定める手続きを実施することがあります。
- (6) 第1項の金員の支払いに対する支払証書は、口座振替についての預金通帳への記載またはこれに準ずるオンライン上の記載をもって代えさせていただきます。

●第8条（退会）

会員は、所属する各教室にて所定の方法で届け出（退会届の提出）、これを当社が受理することによって、本教室を退会することができます。この場合、当社に受理をされた月の翌月末日をもって退会となります。その意思表示の際に、当該会員に未払いの会費等がある場合、当社は、その届け出を受理せず事前に未払いの会費等の支払いを求めることができます。なお、当社が退会届を受領しても、未払いの会費の支払義務を免除するものではありません。

●第9条（規則の遵守及び管理責任）

会員は、本教室が定める本規約、入会案内及びその他の注意事項を守ることを確認します。また本教室の運営についての当社及び会員の責任の範囲は以下の通りです。

- (1) 当社は、会員が施設の利用に際して生じた負傷・発病等により会員が受けた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その損害に対する責任を負わないものとします。
- (2) 会員は自己の責任に帰すべき原因により、当社または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

●第10条（会員資格の喪失）

当社は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本教室の定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき（会員資格の一時停止をもって、未払いの会費等について期限の利益を付与するものではなく、また除名をもって、未払いの会費等についてこれを免除するものではありません。）
2. 本教室の施設を故意に毀損したとき
3. 本規約、その他本教室が定める規則に違反したとき
4. 当社または本教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき
8. 当社の合理的な指示・指導に従わないとき
9. 反社会的勢力との関係を有することが判明したとき
10. 正当な理由なく、連続して3ヶ月以上レッスンを欠席したとき（なお、当該期間等の既納の会費等は、第7条第1項の定めに従い返還しないものとします。）
11. その他当社が、社会通念に照らし、本教室会員としてふさわしくないと認めたとき

●第11条（レッスン運営）

各教室は基本的に当社が指定した講師によりレッスンを行います。講師の急病や不慮の事故などのやむを得ない事由により、代行講師への変更やレッスンの休講となる場合があります。講師の責による休講の場合は振替レッスンをしますが、振替レッスン不参加による分の返金は致しかねます。

●第12条（傷害事故）

- (1) 当社に故意又は重過失がある場合を除き、レッスン中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応いたします。
- (2) むちうちや関節痛などの医学的他覚所見がないものはスポーツ傷害保険の対象とならない場合があります。
- (3) レッスン中、講師の指示を無視した行動、またレッスン時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。
- (4) 本教室での事故及び怪我は、発生日より3日以内に当教室まで報告がない場合、補償の対象となりません。

●第13条（料金の変更）

当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき会費等を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本教室は改定日の1ヶ月前までに施設内への掲示または配布資料及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。ただし特別な割引（兄弟割引、キャンペーンの適用など）については、当社の裁量により本教室のホームページなどに掲載する方法により、随時これを変更する場合がございます。

●第14条（施設の移転・休館日・閉鎖・変更）

本教室は、原則として別紙に表記する日を休館日及び季節休業とします。また、その休館日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、イベント開催、テナント賃貸契約、その他本教室の都合により休業、開催時間の変更、施設の変更または移転をすることがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに、施設変更や移転の場合は1ヶ月前までに施設内への掲示または配布資料及び当社ホームページにて告知します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

当社は次の場合、教室施設の全部または一部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 気象・災害・その他の理由により、本教室の業務遂行に支障があるとき
2. 施設の改善または補修工事実施のとき
3. 地方公共団体もしくは、これに類する団体の主催する行事に参加するとき
4. 本教室が企画し、実施する諸活動を行うとき
5. 経営上、重大な理由があるとき
6. 施設の賃貸契約終了に伴い、同開催場所での営業継続ができないとき

●第15条（プライバシーポリシー）

本教室の個人情報保護に関する基本方針及び個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報保護方針」
<https://neis-gym.com/privacy/>に記載のとおりとします。

●第16条（撮影及び投稿・肖像権）

- (1) 当社は、本教室が開催するイベントやレッスン受講中の会員・風景等を撮影した写真・動画について、会員および保護者の同意を得ずに、教室の告知資料やホームページ、販促活動等において使用することができるものとします。
- (2) 当社は、会員及び保護者に対し、会員及び施設の撮影並びにインターネット及び雑誌等への情報公開に関する次の行為を禁じます。
 1. 本教室の業務遂行に支障を生じる態様で施設内を撮影する行為
 2. 各教室・各施設の撮影規則に反する行為
 3. ブログ・インスタグラム・フェイスブック・X等のSNS上の書き込み、新聞・雑誌等への投稿により、他の会員・会員の保護者等の情報を公開しその肖像権又はプライバシー権等を侵害する行為
- (3) 当社は、施設内の安全管理及び防犯を目的として、施設内にカメラ（見守りカメラ等）を設置し、その映像を記録することがあります。当該映像データについては、個人情報保護の観点並びに第三者の肖像権及びプライバシー権保護の観点から、事故やトラブルの発生等の事由の如何にかかわらず、会員及び保護者への開示・閲覧は一切行いません。なお、法令に基づき、捜査機関等から開示を求められた場合はこの限りではありません。

●第17条（附則）

本規約の改定及び変更は、当社のみが行うものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当社が本規約の改定及び変更を行うときは、本規約で別途定める場合を除き、改定日の原則2週間前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

本規約は、2026年4月1日より施行します。